

令和 5 年度 第 3 回堺市子ども・子育て会議 議事録

1. 開催日時

令和 6 年 3 月 26 日(火) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

2. 開催場所

フェニーチェ堺 3 階 文化交流室

3. 出席者(五十音順)

角石委員、勝山委員、黒木委員、小山委員、添田委員、高槻委員、田辺委員、富田委員、長尾委員、中島委員、藤井委員、渕上委員、松本委員、森口委員

4. 欠席者(五十音順)

西村委員、山下委員

5. 議事

- (1)「(仮称)堺市こども計画」策定にかかる市民ニーズ調査結果について
- (2)特定教育・保育施設の新規開設等に伴う利用定員の設定について
- (3)その他

6. 資料

座席図【当日配布】

委員名簿【当日配布】

資料 1 (仮称)堺市こども計画策定に関する市民ニーズ調査結果(概要)

資料 2 令和 6 年度新たに利用定員を設定する教育・保育施設について

参考資料 1 A 単純集計結果(子ども・子育て支援に関する調査)【未就学児】

参考資料 2 A 単純集計結果(子ども・子育て支援に関する調査)【小学生】

参考資料 3 B 単純集計結果(子どもの生活に関する調査)【一般調査:子ども】

参考資料 4 B 単純集計結果(子どもの生活に関する調査)【一般調査:保護者】

参考資料 5 B 単純集計結果(子どもの生活に関する調査)【ひとり親:子ども】

参考資料 6 B 単純集計結果(子どもの生活に関する調査)【ひとり親:保護者】

参考資料 7 C 単純集計結果(子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査)

参考資料 8 A 調査票(子ども・子育て支援に関する調査)【未就学児用】

参考資料 9 A 調査票(子ども・子育て支援に関する調査)【小学生用】

参考資料 10 B 調査票(子どもの生活に関する調査)【子ども用】

参考資料 11 B 調査票(子どもの生活に関する調査)【保護者用】

参考資料 12 C 調査票(子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査)

7. 議事要旨

(1) 開会

事務局より、配付資料が揃っていること及び出席委員が定足数に達していることを確認し、会議が有效地に成立していることを報告

(2) 子ども青少年局長挨拶

子ども青少年局長より、以下内容の挨拶

- ・出席委員の皆様への会議出席、日頃からの本市児童福祉行政の推進、市政各般にわたる支援・協力に対する謝辞
- ・令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」が目標として掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者を権利の主体とし、最善の利益を図ること及びこども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞くことの重要性
- ・「(仮称)堺市こども計画」策定のための市民ニーズ調査の結果報告及び教育・保育施設等の利用定員に係る審議依頼

(3) 議事

田辺会長からご挨拶をいただいた後、会長の進行により議事開始

◆議事案件(1)「(仮称)堺市こども計画」策定にかかる市民ニーズ調査結果について

子ども企画課から、以下内容の説明・報告

○(仮称)堺市こども計画策定に関する市民ニーズ調査の単純集計結果の報告

○今後、(仮称)堺市こども計画策定に向け、単純集計結果をもとに詳細分析を行い、調査結果報告書を作成するが、本日は、単純集計結果を元に主なものを抜粋して作成した概要資料の報告であること

○子どもの貧困対策や子ども・若者育成支援、少子化社会対策に関する複数の法律に基づき、これまで別々に作られてきた大綱を一元化した「こども大綱」の内容を勘案した調査とするため、3つの調査(子ども・子育て支援に関する調査、子どもの生活に関する実態調査、子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査)を実施したこと

○調査対象

【A調査(子ども・子育て支援に関する調査)】就学前の子どもがいる世帯3,000世帯、小学生の子どもがいる世帯3,000世帯の合計6,000世帯の保護者

【B調査(子どもの生活に関する調査)】小学5年生、中学2年生、高校2年生の年代である16歳・17歳がいる世帯3,000世帯、ひとり親世帯1,000世帯の合計4,000世帯のそれぞれ保護者と子ども

【C調査(子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査)】15歳から39歳の子ども・若者がいる世帯4,000世帯の子ども・若者本人

○調査期間・調査方法

- ・令和5年12月8日から令和6年1月4日まで
- ・書面及びオンラインで実施

○回収結果

【A調査】就学前の子どもがいる世帯の回収率が47.0%、小学生の子どもがいる世帯が51.7%であり、

前回調査(H30 年度)と比較し減少しているものの、子育て当事者に対して子育て施策に関するニーズを問う調査であることから、比較的高い回収率になったと考察

【B 調査】一般調査 3,000 世帯のうち、保護者からの回収率が 37.8%、子どもからの回収率が 35.3%、ひとり親 1,000 世帯が、保護者からの回収率が 27.5%、子どもからの回収率が 24.1%であり、いずれも前回調査(平成 28 年度)と比較し減少

【C 調査】今年度初めて実施した調査で、回収率は 28.4%と低迷

○A 調査 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果概要

【1 ページ目】

「子どもの年齢・学年と保護者の配偶者・パートナーの有無」では、回答者の子どもの年齢、学年及び配偶者・パートナーの有無は平成 30 年に実施した前回調査と大きな変化なし

【2 ページ目】

- ・未就学児の母親の就業形態と家事・育児時間において、就業形態は、「フルタイム」での就労がおよそ 5 割
- ・前回調査と比べて大きく増加しているが、家事・育児時間は前回調査から大きな変化なし
- ・9 割以上の方が平日での家事・育児が 1 時間以上

【3 ページ目】

- ・父親の就労形態は前回調査から大きな変化なし
- ・父親の家事・育児時間ともに大きく増加
- ・フルタイムで就労している割合が 96.5%と高い中、平日の家事・育児時間が 10 分未満の割合が大きく減少し、30 分以上の割合が大きく増加していることから、日ごろから父親の家事・育児に対する意識が高まっている

【4 ページ目】

- ・未就学児と小学生の保護者での家事・育児時間において、家事時間は、小学生の父親の方が「1 時間以上」の割合が低く、「10 分未満」の割合が高く育児時間は、小学生の父親・母親ともに休日における「1 時間以上」や「3 時間以上」の割合が低い
- ・父親は子どもの就学後に家事時間が減り、父親・母親ともに就学後に育児に関わる時間が減っている

【5 ページ目】

- ・未就学児の親の育児休業は、育児休業を「取得した(または取得中である)」方の割合は、母親・父親ともに前回調査に比べて増加
- ・「子育てや家事に専念するために退職した」や「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」を理由として育児休業を取得しない母親の割合が減少
- ・育児休業を取得しない理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「仕事が忙しかった」を理由にする父親の割合が増加
- ・「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」を理由にする父親の割合が減少

【6 ページ目】

- ・平日の定期的な教育・保育事業を利用している方の割合が増加
- ・子どもが 0 歳時点で定期的な教育・保育事業を利用していた方の割合が 35.9%

- ・平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方のうち、半数以上がこども誰でも通園制度(仮称)の利用を希望
- ・利用希望日数としては、11回～20回が最多、次いで6～10回

【7ページ目】

平日の定期的な教育・保育事業の利用内容と利用希望は、前回調査と比べると、「認定こども園」を利用している割合が増加、「幼稚園」を利用している割合が減少、利用希望も同様の傾向

【8ページ目】

- ・病児保育の利用状況と利用希望は、病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対応で、「父親が休んだ」割合が大きく増加
- ・病児保育の利用希望はやや減少
- ・利用したくない理由は、預けることがかわいそう、不安、父親か母親が対応するという回答が多くを占め、前回調査と同様の傾向

【9ページ目】

- ・地域子育て支援拠点の利用状況は、主に教育・保育事業を利用していない在宅子育て家庭の状況を反映した結果となっており、前回調査と比べ大きな変化はなく、およそ8割の人が「利用していない」と回答
- ・地域子育て支援拠点の利用希望は、前回同様「親子同士の交流、友達づくり」が最も高く、「子育て相談」への希望がわずかに増加

【10ページ目】

- ・放課後児童クラブの利用状況と利用希望は、放課後児童クラブを「利用している」方の割合が増加し、利用日数と希望利用日数はともに「5日」が最も高い
- ・放課後児童クラブを何年生まで利用したいかは、「4年生」までの利用希望が高く、「6年生」までの利用希望は減少

○B 調査 子どもの生活に関する実態調査の結果概要

【13ページ目】

- ・一般調査の保護者票における世帯員の人数といわゆる手取り収入である可処分所得から等価可処分所得を算出し、その中央値を元に困窮の程度を4つの層に分類
- ・等価可処分所得の中央値274.2万円の50%である137.1万円が、いわゆる貧困線となり、それを下回る『分類IV』に該当する相対的に貧困状態にある世帯の割合が13.3%
- ・『分類IV』の世帯に属する子どもの数が子ども全体に占める割合である「子どもの貧困率」の試算結果は13.1%

【14ページ目】

- ・学年別でみた場合、等価可処分所得が中央値よりも高い世帯である「分類I」の割合は学年による明らかな傾向の違いはないが、等価可処分所得が貧困線よりも低い世帯である「分類IV」の割合は学年が上がるほど高くなる傾向あり
- ・世帯別でみた場合、全体やふたり親世帯と比べて、母子世帯及び父子世帯における「分類IV」の割合が高く、特に母子世帯では半分以上の世帯が「分類IV」に該当

【15 ページ目】

- ・1年間の家計の収支状況は、等価可処分所得が低くなるほど「黒字」の割合が減り、「赤字」の割合が増加
- ・前回調査と比べていずれの分類でも「黒字」の割合が増加
- ・子どもの将来のための貯蓄状況は、「分類Ⅲ」「分類Ⅳ」は半数以上が「貯蓄したいができないない」と回答
- ・前回調査と比べて「分類Ⅳ」の「貯蓄している」割合が増加

【17 ページ目】

- ・最終学歴は、父親に比べて母親は「大学卒業」の割合が低く、「高専、短大、専門学校等卒業」の割合が高い
- ・母親・父親ともに「分類Ⅲ」「分類Ⅳ」の「大学卒業」の割合が低い
- ・母親の最終学歴は、平成 28 年の前回調査に比べて、いずれの分類でも「大学卒業」の割合が高い
- ・父親の最終学歴も同様に『分類Ⅰ』を除いて、大学院修了を含む「大学卒業」の割合が高い

【18 ページ目】

- ・就業状況は、父親に比べて母親は「パートまたはアルバイト、非正規職員として勤めている人」の割合が非常に高い
- ・母親・父親ともに、等価可処分所得が低くなるほど「常勤・正規職員として勤めている人」の割合が低い
- ・平成 28 年時点の調査と比べて、母親の分類Ⅲを除いて、「常勤・正規職員として勤めている人」の割合が上昇

【20 ページ目】

- ・保護者が成人前に経験したことでは、等価可処分所得が低い世帯ほど、「生活が経済的に困っていた」ことを経験している傾向にあり、世代間の連鎖を確認
- ・前回調査と比べて大きな傾向の変化なし

【21 ページ目】

- ・生活の楽しみや幸福度は、「とても楽しんでいる」と「楽しんでいる」の合計や「とても幸せ」と「幸せ」の合計は、概ね、等価可処分所得が低くなるほどその割合が低くなる傾向あり
- ・前回調査と比べ、全体の傾向に大きな変化なし
- ・幸福度に関して『分類Ⅲ～Ⅳ』の「あまり幸せだと思わない」「幸せだと思わない」の割合が低い

【22 ページ目】

- ・子どもの持ち物・使用できるものは、「本・参考書」「習い事などの道具」等が、『分類Ⅰ～Ⅱ』に比べて『分類Ⅲ～Ⅳ』の割合が低い
- ・「スマートフォン・タブレット機器」「自転車」「文房具やノート」等は、等価可処分所得による関連なし

【23 ページ目】

- ・1日で使う時間として、『分類Ⅲ～Ⅳ』は SNS やゲーム、動画に「3 時間以上」消費する割合が高く、読書を「まったくしない」割合も高い
- ・『分類Ⅳ』は勉強を休日に「まったくしない」割合も高い

【24 ページ目】

- ・インターネットの利用に関して、等価可処分所得による明らかな傾向なし
- ・『分類Ⅰ～Ⅱ』は「利用する時間」のルールを設けている割合がやや高い

【25 ページ目】

- ・等価可処分所得に関わらず、2~3 割程度の子どもが「進学・進路」や「学校や勉強(仕事)」に関して悩んでいる一方、「嫌なことや悩んでいることがない」割合は、『分類IV』が低い
- ・前回調査と比べ、「進学・進路」で悩んでいる割合が『分類III』を除いて増加、「自分のこと(外見や体型など)」で悩んでいる割合が『分類IV』で増加、「いやなことや悩んでいることがない」の割合が『分類I・IV』で減少

【26 ページ目】

- ・子どもの相談先は、いずれの項目でも、等価可処分所得による明らかな傾向の変化はなく、「お母さん・お父さん・きょうだい」が最も高く、次いで「学校・職場のともだち」が高い
- ・1 割程度は「誰にも相談したくない」と回答

【27 ページ目】

- ・本来大人が行うような家事、家族の世話、相談などをしている子ども、いわゆるヤングケアラーは、『分類I』に比べ、『分類II~IV』では、自分が世話をしている家族が「いる」割合がやや高い
- ・世話を『ほぼ毎日』している方は、約 5 割が「1 時間以上」世話をを行っていると回答
- ・必要なサポート・支援としては、「特にない」が 47.6%と最も高い一方、「勉強のサポート」が 34.1%と次いで高い

【28 ページ】

- ・幸福度は、約 9 割の子どもが「とても幸せ」「幸せ」と回答しているが、『分類III~IV』は「とても幸せ」の割合がやや低い
- ・自分への自信は、半数程度の子どもが「ある」「どちらかというとある」と回答しているが、『分類III~IV』は「ある」の割合がやや低く、『分類IV』は「ない」の割合が高い
- ・前回調査と比べ、『分類I~II』は、幸福度の「とても幸せだと思う」と自分への自信が「ある」と回答した割合が増加

○C 調査 子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査の結果概要

【30 ページ目】

- ・現在未婚の方の結婚に対する考え方において、今後の結婚願望は、全体の 29.0%が「どちらでもいいと思う」と回答していることから、結婚に関する考えが固定化されていない方が一定数存在すると推察
- ・結婚を希望する割合は、『20~24 歳』が最も高い
- ・結婚を希望しない理由は、「結婚生活そのものが面倒または大変そうだから」「一人の方が気楽そうだから」という結婚に対して否定的なイメージが高い一方、「お金がないから」という理由は比較的低い

【31 ページ目】

- ・結婚に対する考え方別での結婚していない理由は、『結婚をしたくない』方は、「自由さや気楽さを失いたくない」こと、『結婚したい・する予定がある』方は「適当な相手にめぐりあわない」や「まだ若すぎる」こと、『どちらでもいいと思う』方は「まだ必要性を感じない」ことを理由としている傾向
- ・結婚に必要な世帯収入は、『結婚したくない』や『どちらでもいいと思う』方ほど「わからない」の回答が多く、具体的に考えられていない傾向

【32 ページ目】

- ・婚姻と子どもの状況は、「配偶者あり」の回答率が、男性は 30 歳以上で 5 割以上、女性は 25 歳以上

で 5 割以上、30~34 歳で 6 割以上、35~39 歳で 8 割以上

- ・男女ともに年齢が高くなるほど、「子どもはない」の割合が概ね減少傾向
- ・男女を比べた場合、女性は「35~39 歳」で「子どもがない」の割合が低くなるのに対し、男性は「35~39 歳」においても「子どもがない」割合が高い

【33 ページ目】

- ・子どもを持つことに対する考え方として、『未婚』の方でも約 7 割が「持ちたい」と回答
- ・将来持ちたい子どもの人数は、『未婚』と『配偶者あり』に関わらず、6 割以上が「2 人」と回答
- ・重要と思う子育て支援施策は、『未婚』と『配偶者あり』に関わらず、経済的支援や保育サービスの充実が高い

【35 ページ目】

- ・自分の居場所の有無では、自分の居場所と感じる場所は『自分の部屋』や『家庭』、『インターネット空間』が高い
- ・居場所が「0 か所」の方が 1.3%、「1 か所」の方が 3.2%

【36 ページ目】

- ・孤立・孤独感は、「自分には人とのつきあいがないと感じことがある」方が全体で 45.0% であり、孤独感を持っている方が全体で 44.5%
- ・孤独感がある方のうち 7 割以上が、「自分には人とのつきあいがないと感じことがある」、「自分は取り残されていると感じことがある」、「自分は他の人たちから孤立していると感じことがある」という状況下で孤独を実感

【37 ページ目】

- ・成人前の経験として、「いずれも経験したことがない」が 52.3%、次いで「いじめを受けたことがある」が 24.5%
- ・『生活が経済的に困っていたことがある』『親から虐待されていたことがある』『不登校になったことがある』方のうち、将来への希望を「持っていない」と回答した方が 30% 以上、幸福度で「あまり幸せだと思わない」「幸せだと思わない」と回答した方が 25% 以上

【38 ページ目】

- ・未成年で家族の世話をしていた(している)経験として、全体の 4.3% の方が「ある」と回答
- ・欲しかった(欲しい)サポート・支援として、「経済的な支援」「使える社会の制度、サービスについて教えてくれる支援」「家族や自分のことについて、一緒に教えてくれる支援」の割合が高い

【39 ページ目】

- ・外出頻度が低い人は全体の 8.7% で、その状態が 6 ヶ月以上続いている方は、全体の 5.3%
- ・外出頻度が低くなった年齢は、「20~24 歳」の割合が他よりやや高く、外出頻度が低くなった理由は、「その他」の割合が最も高い

【40 ページ目】

- ・困難な経験をした方は、いずれも 1 割以上がストレス発散方法が「ない」と回答
- ・有効回答数が少ないため、参考値となるが、『親からの虐待』を受けた方は、35.7% がストレス発散方法が「ない」と回答
- ・いずれかの困難な経験を持っている方は、いずれの経験もない方と比べ、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験がある割合が高く、そのうち『親からの虐待』『不登校になった』経験がある方は 8 割以上が困難を経験

【41 ページ目】

- ・意見を言う方法としては、全年齢で「SNS(LINE、X など)」と「アンケート調査」の回答が多く、「考えたことがない」の回答が 1 割以上

◆質疑応答

《高槻委員からの質疑》

こども誰でも通園制度に関するアンケート結果を受けて、堺市として今後どのように制度設計していくのか。

⇒待機児童対策室からの回答

国からは、こども誰でも通園制度が生後 6 ヶ月から満 3 歳未満を対象とすることが示されており、堺市では当該制度の対象となる 0 歳から 2 歳の未就園児数が 8 千人程度いる。今後制度を実施するにあたり、その保護者のうちどれくらいの方が利用希望を持っているかを把握したかったためこの質問を設けた。

結果として、概ね 0~2 歳の児童がいる保護者から回答があり、6 割程度の方が希望ありと回答していた。

1 カ月当たりの利用希望日数については、国から示されているのが 10 時間までとなっており、1 日 8 時間使用した場合、月に 1 回しか使用できない。アンケートではあえて上限を設けず聞いたところ、通常保育(1 日 6 時間程度)と同程度の回数を希望されていることから、国の制度設計と保護者の希望と乖離があることがわかった。国が R6 と R7 にモデル実施をするので、その状況も踏まえ、本格実施に向けて引き続き調査研究等を行っていきたい。

《高槻委員からの質疑》

こども誰でも通園制度の内容を鑑みると 0~2 歳を受け入れている施設が実施すべきと考えるが、堺市としてはどうか。

⇒待機児童対策室からの回答

基本的には 0~2 歳の受入可能な施設にお願いしたいが、国からは幅広い施設類型で実施してほしいと示されている。全国 100 程度の自治体が R6 に国のモデル事業を実施する予定なのでその内容も踏まえ、類型を検討していきたい。

《富田委員からの意見》

アンケート調査の回収率が前回から減っている理由について、文字数が多いことや、質問の投げかけ方に問題があるのか、振り返りが必要だと思う。また、ひとり親家庭の回収率が 24%しかないのは、「時間がないから」、「書いても仕方がないから」などの理由により回答できなかったのかもしれない。また、例え回収率が 90% 以上あったとしてもそれで安心するのではなく、答えられなかった残りの少数の人たちこそ困難を抱えている可能性があるので、数字だけを見て判断するのではなく、個々の具体例について、どのような問題があるかを話し合っていくことも大切。

男性の家事時間が増えている点については良いことだと感じるが、この結果を見て自分ももっとやらなければと考える方もいると思うので、公表の仕方も大切にしたい。

⇒事務局からの回答

全国的にもアンケート調査の回収率は低下している。考えられる要因としては、プライバシーの懸念、多忙、行政施策への関心の低下が影響しているものと考えられる。

特に B 調査については、年収や過去の困難な経験等センシティブな質問が多いことも影響していると考えている。今回の調査で拾えていない声については、様々な施策において拾っていきたいと考えている。

《中島委員からの意見》

アンケート調査について、現時点では前回調査との比較が多いが、5 月の結果報告に向けてどの程度分析する予定か。

男性の家事時間は増えているが、女性のフルタイムも増えている。やらざるを得ないのか、意識が変わったのか等、そのあたりを考察してほしい。

また、資料 1 の 13 ページの生活困窮の分類Ⅲ(等価可処分所得中央値の 50%以上 60%未満の層)を見落としてはいけない。分類Ⅳについては、児童扶養手当を受給していることで満たされている部分もあることが読み取れるが、分類Ⅲが上にいくのか、下に行くのかを意識する必要がある。分類Ⅲはヤングケアラーも多く、資料 1 の 28 ページの幸福度と自分への自信が低い。多角的に見て、分類Ⅲのニーズを拾ってほしい。

《渕上委員からの質疑》

アンケート調査について、各所管において、どのような結果が出てくるか想定していたものがあったと思うが、事前に想定していたものと異なる結果があれば紹介いただきたい。

もしくは今回の結果を受けて、これまでもしくは今後堺市が実施する施策に軌道修正を加える必要があるようなものがあったか。

⇒待機児童対策室からの回答

こども誰でも通園制度の利用希望として、国が示す基準との乖離はあったが、国が示す 10 時間では足りないことは想定していたため、今後の施策への影響は、そこまで大きくないと考えている。

《松本委員からの質疑》

こども誰でも通園制度について、当園に通う子どもの保護者と話す機会があるが、10 時間で足りるとは思われてない。小さい子どもの保護者からは、集団保育への子どもの慣れや保護者の家事時間を確保するために、1 日 4 時間で週 2 日程度あつたら嬉しいという声もある。例えば、各園に直接アンケートを取ると、より精度が高くなるのではないか。

⇒待機児童対策室からの回答

今現在、国から示されている情報が限定的なため各施設へのアンケートは実施していないが、令和 6 年度に制度概要がもう少し明らかになった際には、各施設に対しより深く意見を聞く必要があると認識している。

《松本委員からの意見》

こども誰でも通園制度について、個人の見解だが、堺市も令和 7 年度にモデル事業を実施すればより精度の高いデータが出るのではないかと思う。

《松本委員の意見に対する田辺会長からの意見》

未就園児のモデル事業は高槻市と豊中市においても実施しており、高槻市でモデル実施園の利用者にインタビューを実施した際は、朝から昼まで(9 時から 13 時ぐらい)預かってもらえるとありがたいという意見

があった。

その園では、当初 11 時半までの午前保育を 2 か月ほど実施し、その後昼食ありの 13 時までに変更したところ、13 時までの昼食ありの受入が非常にありがたいという声が多かった。

また、日数の希望は、保護者のリフレッシュや集団保育への子どもの慣れを目的として 1 日だけでも預かってくれたらしいという声もあり、そこまで多くの日数を希望されない方も一定数いると思われる。国の枠組みを踏まえると、そこまでの多くの日数を確保するのは難しいため一時保育との組み合わせ等によりニーズに対応する方法も考えられる。令和 7 年度に堺市においてこども誰でも通園制度のモデル事業の実施を検討することも一つだが、大阪市や東大阪がモデル事業に参加する予定なので、近隣市との情報共有は非常に重要になってくる。

《森口委員からの意見》

現在運営している、子育てひろばでは、紙媒体をやめて LINE 等のオンラインを活用した周知を積極的に行い、多くの方にフォローしていただくなど、情報発信に力を入れているが、地域子育て支援拠点を利用している方が少ないという調査結果を受け、まだまだひろば側も努力する必要があると感じた。

また、堺市ではさかいマイ保育園事業という事業があり、マイ保育園として利用登録すると、1 回無料の一時預かりを利用できるという制度だが、そのような事業をより充実させれば保護者の負担はより軽減され、こども誰でも通園制度に対するニーズにも応えられると感じる。

⇒ 幼保推進課からの回答

さかいマイ保育園という事業を認定こども園において実施している。育児相談や園庭開放を利用いただくのがメインだが、ほっと預かりというオプションメニューがあり、子ども 1 人 1 回に限り午前半日、無料で一時預かりできるサービスを提供している。

一時預かり事業とこども誰でも通園制度は制度の中身が近しいため、今後それらをどのように整理し、ニーズに答えていくかを施設の皆様とも協議しながら考えていきたい。

《富田委員からの意見》

美原区の「大人のママ集まれ」という会に参加した際、ある母親が、先日夫に子どもを預かってもらい、少しの時間だが外出し好きなものを食べることができてとても嬉しかったと話されていた。毎日ではなくとも、短い時間でも母親が希望したときに自分の時間を生きることができる、そのための制度があればいいと強く思った。

また、様々な制度があることを知らない方も多いので、広報誌やチラシを配るだけではなく、例えば出産後の入院期間中や、学校行事等で保護者が集まる機会に周知を行うなど、制度を知りたいと思っている方に必要な情報を届けるためのより効果的な周知方法を検討する必要がある。

(2)特定教育・保育施設の新規開設等に伴う利用定員の設定について

幼保推進課から以下内容の説明

○子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項に基づき、特定教育・保育施設(及び特定地域型保育事業)の利用定員を設定する場合、あらかじめ「子ども・子育て会議」の意見聴取が必要

○令和6年4月1日付で新たな利用定員の設定を予定しており、内容の適否を委員の皆様に伺いたい

○新たに定める利用定員は表1、新たに開園及び移行する施設の詳細は、別紙1のとおり

○今回新たに利用定員を設定する施設は、全て公募によらず、整備補助を伴わない施設

○「賢明学院幼稚園」と「暁幼稚園」が私学助成幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行、「堺東幼稚園」が私学助成幼稚園から新制度幼稚園へ移行、「きらら保育園七道」が小規模保育事業A型から保育所へ移行

○特区小規模保育事業A型を開設する「なるなる幼保園」のみ新規開設となるが、当該施設も既に0～2歳児受入施設である小規模保育事業を実施しており、今回、3～5歳児を継続して受入れできるようにするため、隣接地にて特区小規模保育事業を開設するもの

○各施設の利用定員は、開設時点の在籍児童数を基に施設が設定し、堺市が内容の適否(過剰に少ない、多くはないか等)を確認したもの

○今回の対象施設のうち、私学助成幼稚園からの移行園の1号は、これまで児童の受入れを行っていたものについての設定であることから、受入枠の増加に多大な影響を与えるものではなく、2号も、大半が在園児における1号から2号への支給認定変更に対応するものとして設定されているため、こちらも受入枠に多大な影響を与えるものではないと推察

○実際の受け入れ枠の増加は、新規開園のなるなる幼保園の2号定員12人、きらら保育園七道の保育所移行に伴う2号定員21人の合計33人で、各施設の設定状況を、対象施設が所在する堺区、西区、北区ごとにまとめたものが表1となり、市全体では1号が425人、2号が93人増加

○堺市子ども・子育て総合プランにおける令和6年度必要整備量

- ・子ども・子育て支援法第61条に基づき、量の見込み(ニーズ)や供給体制の確保を設定し、量の見込みに対して整備を必要とする受入枠の量を必要整備量とし、表2に掲載
- ・「量の見込み」は、主に過去の傾向等から予測された令和6年度の就学前児童数に特定・教育保育施設への申込率を乗じて算出
- ・1号の必要整備量は、事業計画上、量の見込みに対して供給量が大幅に上回っているため、省略

○令和6年度新たな利用定員と必要整備量との差

- ・表 1 で新たに設定する利用定員から表 2 に記載する令和 6 年度必要整備量を差し引いた量が表 3 のとおり
- ・保育需要の動向を注視しながら受入枠の確保に取り組んだため、一部の区域・号において、必要整備量に達していないが、結果として、令和 3~5 年と 3 年連続で待機児童数「0 人」を達成
- ・▲で表示されている箇所が、必要整備量に未達成部分
- ・必要整備量を満たしているにも関わらず、新たな利用定員を設定している区域・号があるのは、公募以外の施設は、事業者からの申請に基づき、認可を行うものであり、認定こども園法等の規定上、「子ども・子育て支援事業計画に支障があると認められる場合は、認可しないことができる」とあるものの、現在の必要整備量の状況からは、子ども・子育て支援事業計画に明確な支障があると認められるものではないことから基準を満たす施設について認可を行うことになるため

◆質疑応答

《高槻委員からの質疑》

新制度に移行する園について、待機児童が 0 人かつ堺市として子どもの人数が減少し新設園の公募を廃止している中、何年か後には明確に少子化の影響が出てくるかと思うが、これ以上枠を増やすと今後支障が出る可能性はないか。

⇒幼保推進課からの回答

待機児童 0 人の状態が続いていることから、市が公費を出して整備をすることは、特別な事情がない限りないと思うが、今回のような既存施設の新制度への移行のケースや、自費での整備であれば基準を満たせば認めることが法上で定められている。基準を満たしているかどうかは厳格に審査させていただく。保護者目線(利用者目線)でみると利用施設の選択肢が増えるというメリットがあるので、今後、他市状況も踏まえて検討する可能性はあるが、現段階で支障が出るとは言えないと考えている。

(4)閉会

次回の会議は 7 月に開催を予定していることを伝え閉会。